

## 令和2年玄海町議会定例会8月会議会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月8日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和2年8月21日午前11時30分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和2年8月21日午前11時51分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員  ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	5 番	池 田 道 夫 君		4 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	防 災 安 全 課 長	加 納 晴 美 君		企 画 商 工 課 長	日 高 大 助 君	
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	脇 山 和 彦 君		健 康 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君	
	農 林 水 産 課 長	山 口 善 正 君		ま ち づ くり 課 長	中 村 大 造 君	
	生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 山 昌 直 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範	

## 令和2年玄海町議会定例会8月会議議事日程（第1号）

令和2年8月21日 午前11時30分再開（開議）

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会議期間の決定について
- 日程3 議案第47号 玄海町野球場スコアボード改修工事請負契約について
- 日程4 議案第48号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程5 議案第49号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

午前11時30分 再開（開議）

### ○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玄海町議会定例会8月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

### ○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会8月会議に、別紙のとおり議案第47号から議案第49号までの契約1件、条例の一部改正2件、以上、議案3件が町長から提出されております。

以上でございます。

### ○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

#### 日程1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、5番池田道夫君、4番井上正旦君を

指名いたします。

## 日程 2 会議期間の決定について

### ○議長（上田利治君）

日程 2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 8 月会議の会議期間は、本日 8 月 21 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 8 月会議の会議期間は本日 8 月 21 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

## 日程 3 議案第 47 号 玄海町野球場スコアボード改修工事請負契約について

### ○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第 47 号 玄海町野球場スコアボード改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

### ○町長（脇山伸太郎君）

改めましておはようございます。議案第 47 号 玄海町野球場スコアボード改修工事請負契約について提案理由の御説明を申し上げます。

令和 2 年 8 月 5 日指名競争入札に付した玄海町野球場スコアボード改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的としましては、令和 2 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業、玄海町野球場スコアボード改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約金額は、70,840 千円でございます。

4、契約の相手方は、佐賀県唐津市八幡町 758-54、株式会社佐電工唐津営業所、所長、福田忠正氏でございます。

5、工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は令和 3

年2月26日までとしております。

6、支出科目は、一般会計10款教育費、4項保健体育費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては計7者の入札参加がありました。会社名としましては、1、株式会社佐電工唐津営業所、2、株式会社九電工唐津営業所、3、東島電気工事株式会社、4、高田電機株式会社、5、株式会社サデック、6、株式会社笠原電設、7、株式会社脇山電気工事の計7者でございます。

今回の落札額は、税抜きで64,400千円でございます。

なお、予定価格に対する落札率は92.00%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

質疑答弁に対しましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 玄海町野球場スコアボード改修工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（上田利治君）**

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程4 議案第48号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上田利治君）**

日程4. 議案第48号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

議案第48号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

地域住民の健康、福祉の増進と地域の活性化を図るため、県内市町の状況を考慮して入湯税を引き下げるとともに、課税の免除者の範囲を見直すよう本条例を改正するものでございます。

入湯税の県内市町の状況でございますが、本税を導入しております18市町のうち半数に当たる9市町では、宿泊しない者の税額が50円となっております。さらに、4市町につきましては日帰り入浴施設は免除となっております。本町において入湯税を徴収する施設は、日帰り入浴施設であります玄海海上温泉パレアのみとなっておりますので、県内のこのような状況を踏まえまして税額を引き下げるものであります。

また、課税免除者につきましては年齢による区分をしておりますが、子供については学年による区分に見直すものです。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 5 議案第49号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第49号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第49号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて提案理由の御説明を申し上げます。

民間事業者等が有するノウハウを用いて住民サービスの質の向上を図る指定管理者制度を  
より効果的に活用し、適切で安定した施設運営を実現できるよう、指定管理者の管理の期間  
及び利用料金を見直すため、本条例を改正するものでございます。

次の期間の指定管理者の募集に先立ち、より安定した施設運営を目指し、指定管理者が運  
営方法を工夫できるよう管理の期間を延長するとともに、利用料金の上限を引き上げ、利用  
者の区分等による料金設定を可能とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をお願い申し上げま  
す。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

利用料金の上限を引き上げるということですけど、現行が520円以下の料金を700円以下に  
する。これを決定するのは指定管理者がいつでも自由にしていいいわけですか、それとも、事  
前に行政のほうと協議をして設定されるんですかね。

○議長（上田利治君）

日高企画商工課長。

○企画商工課長（日高大助君）

利用料金の設定につきましては、条例上、この520円以下を700円以下にするということ

ございまして、パレアの運営をやっていく中で、この700円以下でやってもらうという形になりまして、料金の設定につきましては指定管理者のほうから、例えば、600円でやるとか、そういうふうな申請をしていただきまして、町長が承認をするという形で決定ということになります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

指定管理者が申請をして町長が決定するということですが、これを見ればちょっと値上げのように感じるわけですね。そして、先ほどの条例では100円の入湯税を50円に引き下げる。そして、今520円が入っているんですけど、単純に考えたら520円から50円引いて470円を入れるのかなと思っていたら、ここでは700円以下まで上限を引き上げる。12月に新しい指定管理者を選定するということですが、どのような想定かしてあるんですかね。そして、指定管理料も10,000千円以上引き上げるということですが、それにはやはりいろんな利用の仕方、戦略があって決めておられるんでしょうけど、どのような考え方をお持ちですか。

○議長（上田利治君）

日高企画商工課長。

○企画商工課長（日高大助君）

今回、利用料金の基準である設定基準を引き上げるということで提案させていただいておりますが、今のパレアの入浴料につきましては、町内、町外問わず520円ということで運営をしていただいておりますが、これを、例えば、町内の方は引き下げるとかいう方策もできますし、逆に700円以下にすることによって、例えば、町外の方の休日だけ若干上げて運営するとか、そういうふうな形で幅広い指定管理者の裁量で運営ができるのではないかとということで、先ほど可決いただきました税条例の入湯税の税率でも100円を50円にするということで、その分、指定管理者が町に納入する入湯税が100円から50円ということで、利用者数が変わらなければ半分の入湯税で済むということで、その点でも指定管理者のメリットがございしますので、そこで入浴料を安く設定するというやり方も考えられるのではないかと考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

**○9番（岩下孝嗣君）**

いろんなことを想定して、前にも進めますよ、後ろに下がることもできますよというような答弁なんですけど、今度の指定管理者を選定するに当たって入浴料あたりも当然考慮に入ると思うんですよね。その辺のことも考えて出されているのか。700円以下の場合、700円にしても構わないということですね。今さっき課長は町内と町外と差をつけることもあり得るというようなことを言われましたけど、それも指定管理者がそういうふうにした場合は、自分が考えた場合は、それを町長に申請して承認をもらう。みんな全て幅がいっぱいあるわけですね、今のは。それが全て、今度、指定管理者を選定する、考慮する要因になるわけですね。ちょっと曖昧で一貫性がないように見えるんですけど、その辺はどのようなやり方をやっていくつもりなんですか。今の入浴者をもっと増やして、あそこは福祉、福祉と言いますけど、福祉と観光とを併せた施設ということで造ったんですよね。その辺はどういうふうを考えておられますか。

**○議長（上田利治君）**

日高企画商工課長。

**○企画商工課長（日高大助君）**

今回、上限額を引き上げることによりまして、先ほどから言っておりますが、幅広い運営のやり方ができるかと考えております。ただ単に上げるのではなく、料金を上げるからにはサービス内容を充実するとか、そういうふうなこともやっていく必要があると思いますし、逆に、上限額は上げましても、どんどんお客さんに来ていただくという考えの下で料金を引き下げて運営するというのも考えられるかと考えております。そういうことで、指定管理者の考えですね、公募の中でどういうふうな提案をされて、それが実現可能なのかどうかというのを選定する中で検討していきたいと考えております。

**○議長（上田利治君）**

岩下孝嗣君。

**○9番（岩下孝嗣君）**

今からの進展次第でどういうふうになるか分からんというような答弁だと思いますけど、これは3年4月1日から施行ですよね。私はさっきのとは単純に520円から50円下げて、入浴料はその50円下がったので入浴できるんだなというふうに思っておりました。

先ほどの全員協議会の中でも、65歳以上の町内の無料券30枚の廃止も考えるということもあったんですね。毎日風呂に行く人がいるんですよ。30枚はどういう使い方をしていきますかと聞いたら、あれは1か月でなくなりますと。それで、あとは自分で回数券を買って、それとか、新聞広告に何枚か入れているようなこともあります。利用する人は10%ちょっとということでしょうけど、大分利用率は下がっておりますけど、そういうふうにあそこを生活の一部にしておられる方もいるんですよ。膝が調子が悪いから膝のリハビリも兼ねて毎日行っていますよということですよ。

だから、どういうふうな利用をされているか、そういうこともちゃんと考えた上で指定管理者の申請も受け付けるように。これより入浴料が上がれば、外部から来る人も結構いますし、そういう方は来ないと思いますよね、もし700円にすれば。だから、利用してもらおうということを前提に進めてほしいというふうに思います。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

先ほどの全員協議会でも説明いたしました、サウンディングで現地調査の参加が7事業者さんで、今回、サウンディングで実際ヒアリングしたところが5事業者さんいらっしゃいました。この方たち全てが今回手を挙げられるかどうかまではちょっと分かりませんが、パレアの入浴料の設定に関しましては、事業者さんがそれなりの計画を持って提出されると思っております。そしてまた、私たちが近隣の施設の料金を勘案しながら、最終的には町長決定となっておりますので、内容的によくても利用料金が若干——こんなふうにしたが町としてはいいという形があれば、こちらのほうからその事業者さんに提案させていただきますし、また、無料の入湯券が65歳以上はありますけれども、そういったところもまた見直しをしていかなくちゃならないと思います。先ほど岩下議員が申されましたように、しょっちゅう行かれる方が、例えば、10回行けば1回サービスをするとか、何か新たな方法もいろいろ考えられると思っておりますので、そういったいろんな新たなやり方も事業者さんが提出しただけだとありがたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、こちら側も勘案しながら料金決定はしていきたいと思っております。

**○議長（上田利治君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会8月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和2年玄海町議会定例会8月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員